

**栃木県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）
交付金交付要領**

（趣旨）

第1条 県の交付する栃木県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）交付金については、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第1項の規定により作成する栃木県計画（以下「県計画」という。）に定める事業について、地域医療介護総合確保基金を財源として予算の範囲内において交付するものとし、その交付については地域医療介護総合確保基金管理運営要領及び栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

（交付の目的等）

第2条 交付金の名称、交付の目的、交付の対象である事業の内容、交付額の算定方法及び交付の相手方は、次に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(1) 交付金の名称

栃木県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）交付金

(2) 交付の目的

地域において必要となる介護施設等の整備、介護施設等の円滑な開設及び既存施設におけるユニット化改修等の整備を支援し、もって高齢者福祉の向上に資する。

(3) 交付の対象である事業の内容

県に設置された基金を財源の一部又は全部として実施される次の事業（以下「基金事業」という。）を対象とする。

事業の区分	事業の内容	交付基準	交付の相手方
県計画に定める介護施設等の整備に関する事業	地域密着型サービス等整備助成事業	別表1のとおり	市町村
	介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	別表2のとおり	市町村
	既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	別表3のとおり	中核市

なお、次に掲げる事業は、基金事業の対象としない。

ア 既に実施している事業

イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

エ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設にかかる事業

オ その他介護施設等の整備に関する事業として適当と認められない事業

(4) 交付額の算定方法

県計画に記載された事業について、別表の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（基金事業実施計画）

第3条 市町村が基金事業を実施しようとするときは、次の市町村基金事業実施計画を作成し、別に定める日までに知事に提出するものとする。

① 基金事業実施計画（地域密着型サービス等整備分） 別紙様式第1号-1-(1)、(2)

別紙様式第1号-1-(1)は事業開始年度から令和8（2026）年度までの生活圏域ごとの全体計画とし、別紙様式第1号-1-(2)は前記計画に記載された事業が翌年度以降も継続

する場合に当該年度の計画について記載するものとする。

- ② 基金事業実施計画（介護施設等の施設開設準備経費等分） 別紙様式第1号-2
事業実施年度ごとに作成するものとする。
- ③ 基金事業実施計画（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等分）
別紙様式第1号-3
事業実施年度ごとに作成するものとする。

（交付の申請）

第4条 規則第4条の規定により、交付金の交付を受けようとする市町村は別紙様式第2号の申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

（交付条件）

第5条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市町村が実施する基金事業（以下「市町村実施事業」という。）の場合

- ア 市町村実施事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- イ 市町村実施事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- ウ 市町村実施事業が予定の期間内に完了しない場合又は市町村実施事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- エ 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けず、この市町村実施事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- オ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- カ 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村実施事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- キ 市町村実施事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第3号による調書を作成するとともに、市町村実施事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を市町村実施事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- ク 市町村実施事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ケ 市町村がアからクにより付した条件に違反した場合には、この交付金の交付決定の全部又は一部を取り消し、県に納付させることがある。
- コ 基金事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(2) 市町村が補助する基金事業の場合

- ア 市町村が民間事業者の実施する事業（以下「市町村補助対象事業」という。）に対して補助する事業（以下「市町村補助事業」という。）の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- イ 市町村補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- ウ 市町村補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- エ 市町村補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第3号による調書を作成するとともに、市町村補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を市町村補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

オ 市町村が、市町村補助対象事業に対して県からの交付金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町村は市町村補助対象事業を実施する者（以下「市町村補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付さなければならない。

(ア) 市町村補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。ただし、地域密着型サービス等整備助成事業、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業との間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

(イ) 市町村補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

(ウ) 市町村補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は市町村補助対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

(エ) 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

(オ) 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(カ) 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(キ) 市町村補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式第4号により速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村長に報告しなければならない。

なお、市町村補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。

(ク) 市町村補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を市町村補助対象事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(ケ) 市町村補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(コ) 市町村補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(サ) 市町村補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(シ) 市町村補助対象事業者が(ア)から(サ)により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、市町村に納付させることがある。

(ス) 基金事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

カ オにより付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

キ オの(オ)又は(キ)により、市町村補助対象事業者から財産処分による収入又は補助金に係

る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付又は返還があった場合には、その納付額又は返還額の全部又は一部を県に納付させることがある。
ク オの(シ)により、市町村補助対象事業者から市町村へこの補助金の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。
ケ 基金事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(変更の承認)

第6条 第5条の(1)のア及び(2)のアの規定による知事の承認を受けようとする場合には、別紙様式第5号による変更承認申請書に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定による実績報告は、次により行わなければならない。

市町村は、別紙様式第6号の報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(第5条の(1)のイ及び(2)のイにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、知事が別に定める日までに別紙様式第7号による報告書を知事に提出しなければならない。

(開設報告)

第8条 市町村は、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業に係る交付金の交付の決定を受けた施設が開設したときは、開設の日から起算して1月を経過した日以内に、別紙様式第8号による報告書を知事に提出しなければならない。

(交付金の請求)

第9条 規則第18条の規定による交付金の請求は、別紙様式第9号の請求書に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに行わなければならない。

附 則

この要領は、平成27年度分の交付金から実施する。

附 則 (平成30 (2018) 年 3 月28日改正)

この要領は、平成30 (2018) 年度分の交付金から実施する。

附 則 (令和 3 (2021) 年 3 月31日改正)

この要領は、令和 3 (2021) 年度分の交付金から実施する。

附 則 (令和 6 (2024) 年 3 月25日改正)

この要領は、令和 6 (2024) 年度分の交付金から実施する。

別表 1

地域密着型サービス等整備助成事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			<p>地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
・地域密着型特別養護老人ホーム	4,880 千円	整備床数	
・小規模な介護老人保健施設	61,000 千円	施設数	
・小規模な介護医療院	61,000 千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,600 千円	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	36,600 千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	36,600 千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,470 千円	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	36,600 千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	13,000 千円	施設数	
・介護予防拠点	9,710 千円	施設数	
・地域包括支援センター	1,300 千円	施設数	
・生活支援ハウス	38,900 千円	施設数	
・緊急ショートステイの整備	1,300 千円	整備床数	
・施設内保育施設	13,000 千円	施設数	
介護施設等の合築等			
・地域密着型特別養護老人ホームを整備する際に、別表1の事業対象施設と合築・併設	5,214 千円	整備床数	
空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム	9,710 千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			

別表 2

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
定員30名以上の広域型施設等（中核市のみが対象）			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
・ 特別養護老人ホーム	914 千円	定員数	
・ 介護老人保健施設			
・ 介護医療院			
・ 養護老人ホーム			
・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・ 訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	4,580 千円	施設数	
定員29名以下の地域密着型施設等（全市町村対象）			
・ 地域密着型特別養護老人ホーム	914 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	
・ 小規模な介護老人保健施設			
・ 小規模な介護医療院			
・ 認知症高齢者グループホーム			
・ 小規模多機能型居宅介護事業所			
・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	15,300 千円	施設数	
・ 小規模な養護老人ホーム	458 千円	定員数	
・ 施設内保育施設	4,580 千円	施設数	

別表 3

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修（中核市のみが対象）			<p>特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
「個室→ユニット化」改修	1,300千円	整備床数	
「多床室→ユニット化」改修	2,600千円		
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化			
特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修（中核市のみが対象）	800千円	整備床数	